2020 年 8 月 3 日 専門ワーキング・グループ資料 SARTRAS

2020 年 7 月 29 日理事会決定(抜粋)

SARTRAS ライセンスについて

(ライセンスの概要)

SARTRAS は、文化審議会著作権分科会報告書(平成 29 年度)が示す方向性の実現に向け、本協会がワンストップの窓口になるライセンス環境を整備すべく、著作権等管理事業法に基づき、著作権等管理事業者としての登録申請をまもなく文化庁長官に対し行う予定です。今後は、ライセンスの内容について検討を続け、著作権管理団体等と具体的な委託に関しての交渉を行っていくこととなります。

本協会が行うライセンス(以下、「SARTRAS ライセンス」と言う。)は、補償金制度を補完し、教育関係者の一般的な利用状況において、十分な基礎的利用環境を提供することを目的としています。言い換えれば、授業目的公衆送信補償金制度と SARTRAS ライセンスは一体となって、ICT 教育を進める上で、利用者にとって不安のない著作物利用環境の提供を目指している、ということになります。

もちろん、多様な教育の様態において、個別の許諾が必要とされる場合もあると考えられますので、そのようなライセンス体制については、著作権管理団体による実現に協力していくこととなります。

(具体的な許諾内容について)

本協会は、教育機関における利用に対し、著作物等を公衆送信(送信可能化を含む。)し、受信装置を用いて伝達し、複製し、又は当該複製物を譲渡する利用をワンストップで許諾できるようにしたいと考えており、同報告書にある「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応えていく」べく、可能な範囲から本協会のライセンスに取り入れられるよう、検討を重ねていく所存です。